

方面委員による家族調整活動

——カード階級の家族生活と方面委員の家理念——

伊 賀 光 屋

I はじめに

戦間期の被救恤的窮民に特徴的な社会的性格は三つあった。第一に、彼らが市場社会システムの生活破壊作用を最も強く受けた人々であったということである。労働能力を有していても労働市場において自らの労働力の価値を実現することを常態的に失敗している人々か、そもそも労働能力を失いかけていたり、まったくもたない、高齢者、婦女子、障害者達であった。第二に、彼らは、一般階層のように特定地域社会においてその構成員にたる十分な生活水準を維持し、その社会の規範を体現している住民ではなく、そもそも流動性が高く特定の地域に定住しないか、あるいは不良住宅地区に聚住し、一般階層の生活水準からはるかにかけはなれた低い生活水準にあって、外社会との交流が少ないセグレイトされた住民でしかなかった。第三に、彼らは一般階層と異なり、イエ的生活を実現しえず、また利用しうる親族網にもとぼしい社会的に孤立した存在であった。

戦間期の被救恤的窮民はカード階級（あるいは要保護階級）として捕捉された人々のなかに数多く含まれていた。そこで、カード階級の最も身近にいた方面委員の活動は、定職化活動、家族調整活動、定住化活動の三局面に亘っていた。定住化活動については、拙稿「方面委員による定住化活動——都市先住者と来住者——」¹⁾において論じたので、ここでは家族調整活動について論じてみたい。

カード階級の家族生活を一般階層のそれと比較

すると、特徴的な点が三つある。第一は、世帯の家族構成をみると、いわゆる欠損形態が多いこと。次に、一般階層の家族周期にみられる単線的発達の周期とは異なった、遅滞的分断の周期がみられること。そして、親族ネットワークが崩壊しているか、存在しても一般階層と較べて要扶養者に対する扶養機能が著しく低いこと。以下、これらの点について実証的にみてみたい。

II カード階級の世帯類型

図1はカード階級の人口の性別・年齢別の構成を、一般階層やおなじく細民でありながらも労働能力のある者がほとんどの「同居世帯」者や木賃宿宿泊者のそれと比較したものである²⁾。戦間期の一般階層の人口の性別・年齢別構成は典型的なピラミッド型をとっている。それに較べて、労働能力のある貧民は、①生産年齢人口比が高い。特に、20歳代・30歳代の比率が高い。②性比が著しく高い。という特徴をもっている。しかるに、カード階級では、ピラミッド型から、労働能力のある貧民にあたる部分を引きさった残滓形態をとっている。すなわち、①性比は低く、②生産年齢人口比も低い（そして、従属人口を構成する、高齢者も幼年者とともに高い比率を占めている）。

このことは、カード階級の世帯の家族形態に、母子世帯や独居老人世帯が高い比率で含まれていることを予測させるものである。はたして、表1にみるように、東京でも愛知でも、方面委員の取扱が開始された時点でのカード階級の世帯の家族構成には、高齢者の夫婦世帯や単身世帯と母子世

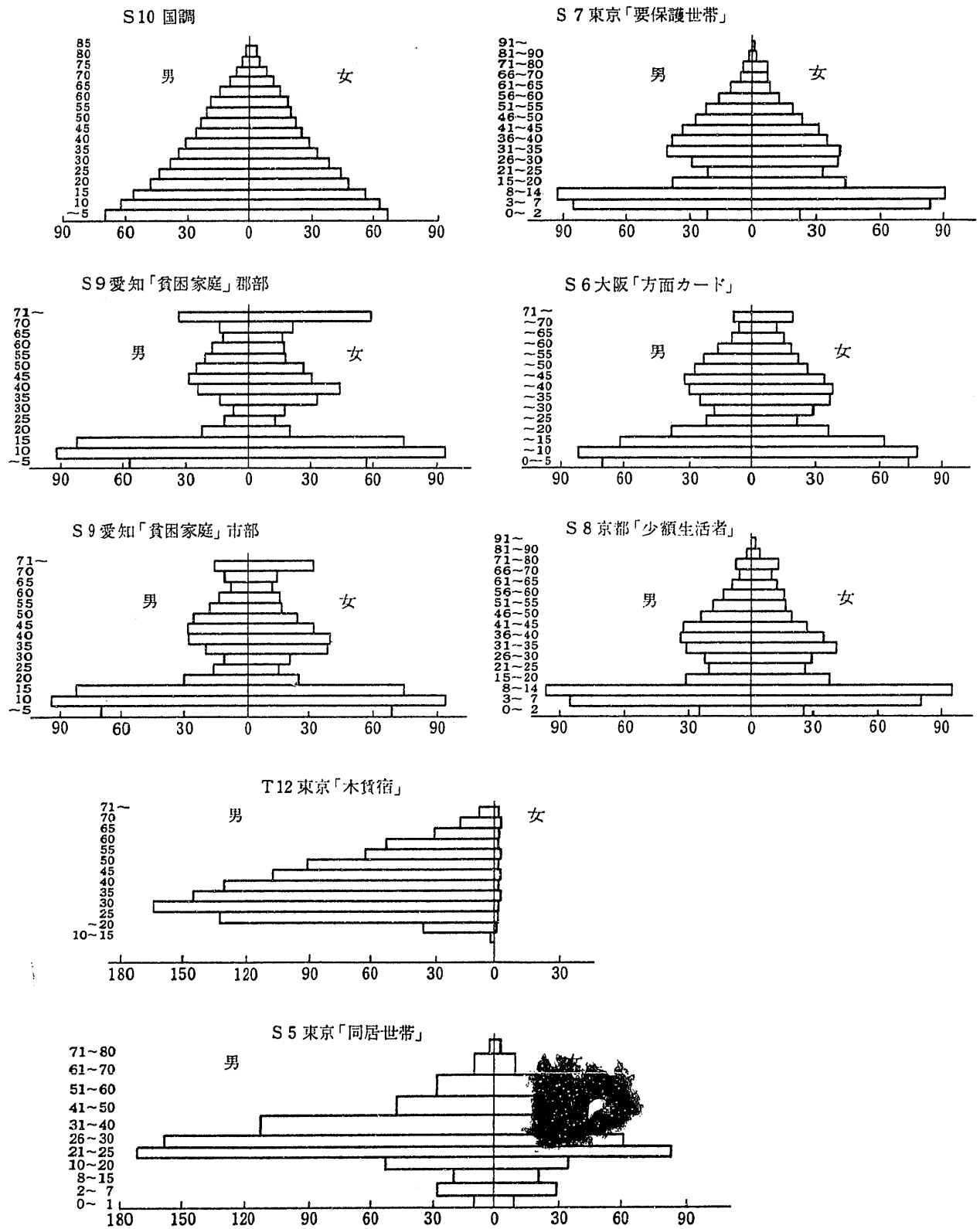


図1 一般階層・労働能力貧民と比較した窮民の人口構成（人口千当り）

表 1 カード者の家族形態

	東京市 (昭 8. 9)		愛知県 (昭 5)	
核 家 族	21件	36.8%	56件	47.9%
母 子	22	38.6	16	13.7
父 子	2	3.5	12	10.2
夫 婦	3	5.3	4	3.4
単 身	4	7.0	12	10.2
完全直系家族	2	3.5	7	6.0
欠損直系家族	3	5.3	9	7.7
そ の 他	—	—	1	0.9
計	57	100.0	117	100.0

帯とが多く含まれている³⁾。大正9年国勢調査をもとにした戸田の標本では、欠損形態の核家族(つまり、父子世帯、母子世帯)は甲類のC・Dであるが、これらの普通世帯に占める比率は、全国では0.054、市部では0.057、郡部では0.054程度の低い値であるから⁴⁾、カード階級における母子世帯・父子世帯の出現率は異常に高いといえるだろう。このように、家族の欠損とカード階級化との間には強い連関があるといえる。

表2は大阪市社会部「要保護世帯調査」⁵⁾から、第一種・第二種別に、世帯主の年齢、性別、婚姻上の身分をみたものである。これより次の点が指摘できる。

(1) 第一種カード階級に含まれる世帯の家族形態の最大範疇は、中高年・有配偶男子世帯主の

つくる家族である。その多くは、核家族形態をとっていると推定され、貧困原因は世帯主本人の疾病、失業による所得の喪失や低賃金である。このグループは労働能力の喪失があっても一時的であり、本人の世代内での生活の回復が可能でありうるといえる。その意味で、これは貧民の範疇に入る。

(2) 第一種では、それについて、若中年の離別・死別女子世帯主のつくる世帯と、高年の未婚・死別の男子および女子世帯主のつくる世帯が多くみられる。前者は、母子世帯であり、貧困の原因は夫の死亡によるものが多く、本人の世代内での生活の回復はみこみが薄く、子につないでいくよりない。その意味で準窮民といえる。後者は、高齢者世帯なり独居老人世帯であり、貧困の原因は老衰と扶養する子がいないからである。生活の自立的回復は望めない、最も窮民的性格の強い範疇である。

(3) 第二種カード者世帯では、第一種カード者世帯と較べて、中高年有配偶者の比重が高くなる。その意味で、第二種カード者世帯は全体として窮民的性格は薄く、貧民的性格が強いといつてよいだろう。

(4) 第二種カード者世帯では、第一種においてあまりみられなかった、若年未婚男子の世帯が

表 2 要保護世帯・世帯主の性別・年齢・婚姻上の身分

		第 一 種						第 二 種					
		未 婚	有配偶	死 別	生 別	計		未 婚	有配偶	死 別	生 別	計	
男	20歳未満	48 17.3				48 2.3	72 10.1	1 0.0	1 0.2			74 1.0	
	20~29歳	97 34.9	45 3.5	4 0.8	2 2.8	148 6.9	269 37.8	357 5.9	11 1.6	7 6.9	644 8.5		
	30~39歳	47 16.9	294 23.1	43 8.5	14 19.2	398 18.7	174 24.5	1955 32.3	81 12.0	31 30.7	2241 29.7		
	40~49歳	26 9.4	372 29.2	84 16.6	23 31.5	505 23.7	119 16.7	1955 32.3	177 26.2	28 27.7	2279 30.2		
	50~59歳	21 7.5	262 20.6	103 20.4	12 16.4	398 18.7	65 9.1	1275 21.0	216 32.0	24 23.8	1580 20.9		
	60歳以上	39 14.0	301 23.6	271 53.7	22 30.1	633 29.7	13 1.8	515 8.5	189 28.0	11 10.9	728 9.7		
	計	278 100.0	1274 100.0	505 100.0	73 100.0	2130 100.0	712 100.0	6058 100.0	675 100.0	101 100.0	7546 100.0		
女	20歳未満	15 12.3		1 0.1		16 1.2	11 14.3			1 0.8	12 1.1		
	20~29歳	20 16.4	3 8.6	32 3.2	18 16.1	73 5.8	26 33.8	3 5.0	7 0.8	19 14.9	55 4.9		
	30~39歳	12 9.8	11 31.4	167 16.8	40 35.7	230 18.2	7 9.1	8 13.3	121 14.1	42 32.8	178 15.8		
	40~49歳	6 4.9	5 14.3	157 15.8	21 18.7	189 15.0	11 14.3	25 47.7	256 29.8	30 23.4	322 28.6		
	50~59歳	11 9.0	12 34.3	137 13.8	17 15.2	177 14.0	8 10.4	20 33.3	251 29.2	25 19.5	304 27.0		
	60歳以上	58 47.6	4 11.4	500 50.3	16 14.3	578 45.8	14 18.1	4 6.7	225 26.1	11 8.6	254 22.6		
	計	122 100.0	35 100.0	994 100.0	112 100.0	1263 100.0	77 100.0	60 100.0	860 100.0	128 100.0	1125 100.0		

重要な範疇として加わる。その貧困原因は主に不安定就業と考えられる。東京市「日雇労働者の日記」などにみられるアブレ生活や鯀鯀生活の主役はこれらの人々であり、「同居世帯」・「木賃宿」生活者と同一の社会的範疇を構成している⁶⁾。

窮民とは、養老2年の「戸令」の鰥寡孤独貧窮老疾にみるように、古来、日本では、

- (1) 貧困に陥っている。
- (2) 労働能力を持たない。
- (3) 無告の民である。

ことを要件としている⁷⁾。方面委員が受持地区を調査し発見した貧困者のなかに窮民が数多く含まれることは当然のことであるが、窮民に準じたり、窮民ではない貧困者が少なからず含まれている。そして、最低生活水準以下の生活を余儀無くされる労働能力のある者が、疾病→貧困の循環に陥れば、その過程で家族の分裂や親族組織の崩壊を伴って、窮民的生活コースに向かうこともある。

罹災・重税などを主な原因とする共同体的貧困や、政策決定過程からの排除・開発計画からの見落しなどを主な原因とする管理社会的貧困（新しい貧困）とはちがって、戦間期における貧困の構造的発生因は、労働力の商品化によってもたらされる市場社会的貧困原因である。労働力が商品化されつづけ、その価格が需要と供給の近傍で形成され、またそれがその自然価格である供給者の当初の生活費から大きく乖離しえないかぎり、古典的貧困にあえぐ貧民が大量に発生する。そして、彼らが窮民化し、自立的な生活の回復の望めない状態に陥るか否かはひとえに、家族構成が損傷を受けず、また親族が扶養能力をもちつづけるか否かにかかっている。

III カード階級の家族周期

都市定住生活者の家族周期モデルを、昭和9年東京市家族統計の資料をもとにして横断分析法で描いてみると次のようになる⁸⁾。

- (1) 夫25.4歳、妻20.3歳で結婚する。
- (2) 2年後、妻22.3歳で第一子を産む。
- (3) その後、4.7人を生産（死産は0.04人）し、

末子の出生は第一子出生から14.7年後で、そのとき妻は37.0歳となっている。

(4) それら生産児のうち、昭和9年時点の生存児は4.1人であり、死亡児の約79%は4歳までに、また約97%は19歳までに死亡している。

(5) 分離児（昭和9年現在親の世帯に含まれていない未婚の他出子）は0.28人で、分離した時の本人の平均年齢は男子16.8歳、女子18.0歳である。

この家族周期モデルは、調査対象の性格からみて、都市定住のほぼ一般階級のそれとみなしてよい。次に、カード階級の家族周期をみてみよう。だが、カード階級の家族の事例を一般階層と同様の基準で周期段階別に分類しようとする、作業はほとんど不可能になる。なぜならば、一般階層が経験する人生儀礼の継起といったものが一回生的に存在しないからである。離婚、再婚、内縁、蒸発、遺棄、予期せぬ家族の増加や復帰等が日常的に発生する。しかも、労働災害、疾病などによる世帯主、配偶者、家族の死亡もまた頻発する⁹⁾。そこで、なるべく一般階層と比較できるように、いくつかの条件をつけて、各々の事例を家族周期段階別に分類することとしよう。その条件は次のとおりである。

(1) 第二教育期は設けず、第一教育期の次は、就業準備期とする。

(2) 長子の成人に達する以前の死亡は、その時点で周期段階が遅滞または後進したものと考え、それ以降は次子により周期段階を設定する。その後、次子以下が死亡した場合も同様の扱いとする。

(3) 子が成人前に婚姻すれば成人に達したものとみなす。

(4) 夫婦の一方の死亡が末子成人前にきた場合には、夫婦が存命でそろっている場合のステージをとる。

(5) 方面委員の取扱中、児童保護の事例には、家族が分裂し、単身者となっているものがあるが、その場合、家族形態は単身とするが、その家族周期は、未婚でまた自らの志向家族が他に存在する場合には、それに含まれた状態で家族周期を考える。

さて、カード階級の家族周期を再現させうる基

礎的な資料としては、各府県の方面委員事業年報などがある¹⁰⁾。ここでは、事例数の多さと、記述が統一적であり分析がしやすいなどの理由で、東京市社会局「被救護者に関する調査」と愛知県社会課「方面委員事業年報」昭和5年版を用いた。それぞれに記載されている事例から、①貧困に対する取扱でないもの、②家族生活歴が再現できないもの、③取扱が単一の事項で事後处理的なもの、④非住民のもの、⑤特定世帯を対象としたものではない一般的取扱のもの、を除いて集計した。

表3、表4は取扱開始時の周期段階別の家族構成をみたものである。これから、次の点が明らかとなる。

(1) 育児期、教育期、就業準備期において母子家庭や父子家庭といった欠損形態の核家族の出現率が高い。

(2) 単身世帯は、ほとんどが孤老期に現われる。

表5、表6は取扱開始時の家族周期段階別の夫婦年齢及び主な貧困原因をみたものである。これより、次のことが解る。

(1) 一般階層の家族周期段階ごとの夫及び妻の年齢と較べるとカード階級のそれに対応した夫

及び妻の年齢は高い。特に、育児期、教育期で高い。

(2) 育児期、教育期、就業準備期では、世帯主の死亡、疾病、失業及び低賃金などの貧困原因が多く、向老期、孤老期では世帯主の疾病や老衰が多い。

以上から、カード階級に典型的な家族生活歴をその構成と貧困原因とからまとめると図2のようになる。カード階級の家族は一般階層の家族と較べて核家族形態をとることが多く、直系家族形態の世帯は愛知県のカード者で13.7%、東京市の被救護者で8.8%含まれているにすぎない。そして、典型的には、新婚期に夫婦、育児期から稼得交替期にかけて夫婦と子、向老期に夫婦、孤老期に単身という構成をとって推移する。この間、稼得交替期までには、世帯主の疾病、失業、低賃金、事業の失敗、扶養家族の多さ、家族の疾病・死亡といった生活破壊事故にみまわれカード階級化する。しかし、この構成をとる家族は、生活破壊に対抗する力が比較的強く、第二種カード階級でふみとどまることが多い。他方、新婚期、育児期、教育期、就業準備期等で、世帯主の死亡、収監、遺棄、配偶者の死亡、蒸発などの生活破壊事故によ

表3 東京市カード世帯の家族構成

	夫婦と子	母 子	父 子	夫 婦	単 身	完全直系家族	欠損直系家族	計
育 児 期	0	1	0	0	0	0	0	1
教 育 期	9	10	0	0	0	1	1	21
就業準備期	11	7	1	0	0	1	1	21
稼得交替期	1	3	1	0	0	0	0	5
向 老 期	0	0	0	3	0	0	1	4
孤 老 期	0	1	0	0	4	0	0	5
計	21	22	2	3	4	2	3	57

表4 愛知県カード世帯の家族構成

	夫婦と子	母 子	父 子	夫 婦	単 身	完全直系家族	欠損直系家族	その他	計
育 児 期	6	3	1	0	0	2	2	0	14
教 育 期	27	3	7	0	0	3	4	0	44
就業準備期	17	6	3	0	1	2	1	0	30
稼得交替期	3	2	0	0	0	0	1	0	6
向 老 期	3	0	0	4	0	0	1	0	8
孤 老 期	0	2	1	0	11	0	0	1	15
計	56	16	12	4	12	7	9	1	117

表 5 東京市カード世帯周期段階別貧困原因

	a	b	c	d	e	f	g	h	夫平均年齢	妻平均年齢	X
育 児 期	1								— 歳	30.0歳	22.3歳
教 育 期	9	1	4	2	2	2		1	42.3	35.3	28.8
就業準備期	8	4	6	3					47.6	40.3	34.8
稼得交替期	3	1			1				49.5	46.0	42.3
向 老 期		2					2		67.3	63.7	(57.0)
孤 老 期	1						4		76.0	64.7	55.2
計	22	8	10	5	3	2	6	1			

a. 世帯主の死亡

b. " 疾病

c. " 失業

d. " 低賃金・収入不足

e. 事業失敗

f. 遺棄

g. 老衰

h. 家族数の多さ

X. 東京市家族統計より算定した。

都市定住者の家族周期モデルの

各段階開始時の妻の平均年齢。

表 6 愛知県カード世帯周期段階別貧困原因

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	夫平均年齢	妻平均年齢
育 児 期	1	5	1	1	0	0	2	0	2	2	0	34.4歳	30.2歳
教 育 期	5	17	6	2	0	0	2	0	6	4	2	40.0	34.4
就業準備期	4	13	2	1	1	1	0	0	5	1	2	44.6	40.7
稼得交替期	2	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	55.5	47.5
向 老 期	0	2	1	0	1	0	1	3	0	0	0	64.4	67.1
孤 老 期	1	2	1	0	1	0	0	9	1	0	0	66.3	72.6
計	13	40	11	5	3	1	6	12	15	7	4	44.8	43.0

a. 世帯主の死亡

b. " 疾病

c. " 失業

d. " 低賃金

e. 事業の失敗

f. 世帯主の入営

g. 遺棄

h. 老衰

i. 家族の疾病・死亡

j. 犯罪・収監

k. 扶養親の増加等

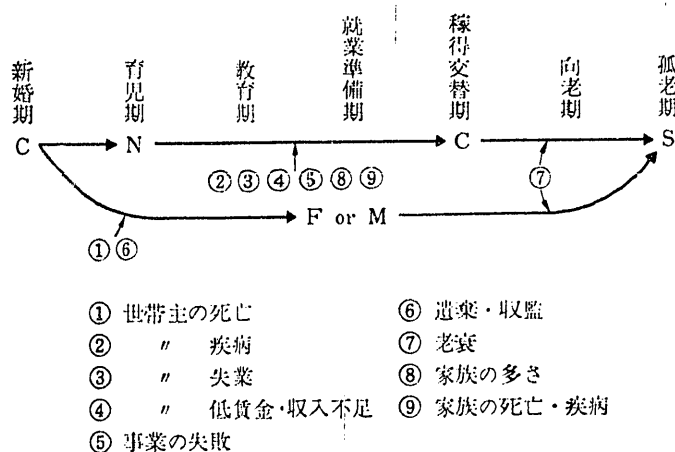


図 2 カード者の生活歴のモデル

り、中核的稼得世代の夫や妻を欠くいわゆる欠損家族となった場合、困窮の度合は更に強く、第一種カード化することが多くなる。

直系の尊卑族がこれらに加わっている場合はアンビバレントな効果をもつ。つまり、生産年齢人口にある者が加われば、生活破壊事故に対する対抗力は強まるが、非生産年齢人口、特に高齢人口にある者が加われば、対抗力はかえって弱まる。

IV カード階級の親族組織

生活に困窮しても扶養能力の豊かな親族がいる場合は、例えば愛知県「方面委員事業年報」(昭和5年)の「手に負へぬ荒駒」のように、その親族によって私的な救済がなされる。しかし、カード階級の取扱例のなかには、方面委員の扶養親族調査、交渉にもかかわらず、生活状態を復旧するにたるほどの援助をなしうる親族がいないか、そもそもまったく親族がいない事例が多い。例えば、東京市社会局「被救護者に関する調査」昭和10年の実例 No. 6 では¹¹⁾

「……亡夫の実家は通常の生計をなすも何等援助なく、世帯主の実家よりは折々補助を受ける状態なり」

実例 No. 19 では¹²⁾

「次男はメッキ工場見習にて拾九円程の収入を得るも虚弱にて肋膜炎の気味あり缺勤勝なり。長男は低能不良にて家に居らず時々帰宅して寝喰をなし家財を入質する有様なり。長女は亡夫の借金返済のため、三年前大阪に三百円にて身売りをなす。現在送金はなきも、音信あり母の身を気遣ひつゝあり。世帯主の兄神奈川にて醬油販売をなし、叔父王子区にて鍛冶職をなすも共に扶助能力なし。生活恢復は子女の成長と、長男、長女の帰宅に待つより外なかるべし。」

実例 No. 22 では¹³⁾

「……実弟(人夫)、義兄(大工)、義弟(農業)あれども何れも扶助能力なく……」

といった事例が多い。そして、援助に応じたとしてもそれら親族の扶養能力は弱いものである。

愛知県小針方面「狂へる父」¹⁴⁾

中区葉場町のAの世帯は、妻34歳で長男12歳を頭に二男四女のいる教育期の世帯である。

Aは「かつて好景気時代には豪壮な木管工場の経営者であったが、不況と不振の恨めしい世の波に曝された揚句、残ったものは裸一貫と、借金二百五十圓とであった。それから半年は精神の疲労と就職難とで齟齬として借財の山積み重ねたに過ぎなかった。辛うじて二年やっと借金の四割を僅か五十圓の月収の中から裂いて返しては来たが未だ二百圓ある。そればかりではない一人の老衰した叔母さへ負はされて扶養させられておるのであった。」

兄Bは前科三犯で実にその二十年の星霜は服役生活であった。「最後の刑期を終へた彼は一時弟である本人が引取ったのである。が一昨年正月本人の発議で九州へ旅立つことになり旅費を負担させられたが、暫く何の音信も無かったが同年九月東京府立養育院から兄が目下行旅病者として収容されて居るためその費用として百円を請求されて始めて兄が九州へ行かず東京へ漂ひ出たことがわかったのであった。」

その後、どうした事か音信がないので生活に追ひ廻されるまゝに打ち過ぎて仕舞った。」

一方兄はその後発狂して東京府立代用精神病院に収容され、Aは扶養義務者として、東京門前署を経て、出頭の上引取り方の命令を受ける。相談を受けた委員は、Aが引受能力がないばかりか、出頭して工場を休むこともできぬ窮状にあるため、自ら警視庁に出頭する。

「警視庁では本籍地送還主義の方針は文字通り峻烈であるのみか、経費追徴も又仲々几帳面で容赦猶予の途もなかった。」

そこで、兄Bを引取り帰名し、町内有力者等とも合議し、Aが「扶養中の叔母宅に預け、僅かではあるが同情金品によって生活を立てさせている。」

愛知県白壁方面「失業者の歎き」¹⁵⁾

被取扱者A(41歳)には妻32歳と9歳の長男を頭に三人の息子がいる。

表 7 東京市老衰者の被扶養状況

		卑 族	配偶者	兄弟姉妹	縁故者	計	親族無し	計	構成比
扶養能力のある親族のいる者	送 金	143人	3	16	6	168	—	168	5.6%
	現 品	25	—	3	4	32	—	32	1.1
	同 居	1,758	293	28	13	2,092	—	2,092	69.9
	扶養される者計	1,926	296	47	23	2,292	—	2,292	(76.6)
	扶養されない者	172	—	16	—	188	—	188	6.3
親族あるも扶養能力に欠ける者		133	116	38	—	287	—	287	9.6
親族のいない者		—	—	—	—	—	225	225	7.5
計		2,231	412	101	23	2,767	225	2,992	100.0

「Aは亡夫Bと母Cとの間に生れたる長男にて、七歳のころ母に生別し、父の許に育てられしが彼是の事情のため義務教育も授けられず打過ぎ、十三歳の頃又父に死別れ孤児となりたるに由り、遠縁の身寄に当る某指物木工業者の許に引取られ年期奉公の勤めをせしが年期を了へて後現居所に世帯を構へ妻を娶り、習得したる指物木工職人として稼ぎ、往年来は相当の収入ありて生計を営み来りしが、今より一兩年先き以来財界不況の影響著しく、逐時仕事なく閑散の度を加へ、延て賃金の低落を招き、収入漸減のため生活の苦難加はる状況を呈するに及べり。

然るに此際、会々図らずも幼時生別去家以来消息を断ちたるまゝに過ぎ来りたる、生母Cは爾來各所に流転生活の末独身となり老衰のため糊口に窮し、当市内在住の甥に当る許へ、数ヶ月前頼より来たり寄遇しつゝ在りしが、此所に於ても生計乏しく到底寄遇せしめ難き事情に依り、身柄はもとより入籍方を被取扱者へ強いらるゝに及び、之れを引取ることゝなりしが、其後老衰の上に心臓病のため臥床起居の自由叶はざる容態となる。」

この直後、Aは勤め先を解雇され、木工場等を転々とし、また妻、母が共に疾病にて生活に困窮する。

このように、カード者の扶養親族も最低生活水準の近傍にすることが多く、これらの要扶養者を引受けること自体が、彼らの生活の困窮、ひいてはカード化をもたらすことになる。カード者の親族組織というのは、たとえ存在したとしても、彼らの生活の第二次防衛線としてはほとんど機能し

表 8 扶養を受けている場合の扶養の程度

	上	中	下	計
送 金	17	57	94	168
現 品	3	11	18	32
同 居	222	679	1,191	2,092
(内卑族と同居)	(213)	(621)	(924)	(1,758)
計	242	747	1,303	2,292

ていないといつてよいだろう。この点を量的なデータで若干補足しておこう。

表7は東京市の方面カードに記載された60歳以上の老衰者の被扶養状況をみたものであり、表8はその扶養の程度をみたものである¹⁶⁾。表7より、次の点が明らかである。

(1) 同居扶養されている者が約7割(2,092人、69.9%)いる。特に、子・孫など卑族に同居扶養されている者は6割弱(1,758人、58.8%)である。

(2) 扶養能力のある親族がおりながら、その扶養を受けていない者は全体の6.3%である。

(3) 親族あるも、それら親族に扶養能力がない者は全体の9.6%である。

(4) 扶養義務親族のない者(無告の窮民)は全体の7.5%である。

以上のように、老衰カード者においても事実上扶養されていない者の合計は23.4%にすぎず、これら貧困階層の老人がそれほど孤立した存在ではなかったかのように見える。しかし、これは、この調査が扶養能力について「現在所謂資力は無く共勞力に依り相当収入を挙げ得る場合の如きを考慮した」ことによるものである。表8をみれば解るように、

(5) 現在扶養されている者のうち、扶養充分のもの(上)は1割前後にすぎず、扶養不充分的なもの(下)は6割弱前後に達している。

(6) 単族に同居扶養され、充分または普通程度の扶養を受けている者は834人であり、これは扶養を受けている者のうちの36.4%、全体のうちの27.8%にすぎない。

このように、方面委員の必死の扶養親族交渉によってかろうじて、カード階級の親族は結び合わされ、微弱な扶養組織として機能するにすぎない。このような扶養では、親族によって福祉が為し遂げられるというよりも、親族間に貧困が分散されているといった方がよからう。

V 方面委員の家・親族観

家は、第一に家業経営団体の側面、第二に直系制家族の側面、第三に継承される世帯(イエ)の側面をもっている。そして、継ぐべきほどの家産をもち、直系血族の連綿たる繁殖力の豊かな家では三つの側面ともそろっている。しかし、戦間期の都市労働者の家では、第一の側面はもちろん存在しなかった。第二・第三の側面のみの家、すなわち直系家族形態のイエであることが高々可能であったにすぎない¹⁷⁾。いわんや、ここでとりあげるカード階級に含まれる窮民においては第三の側面のイエの生活すら望めないのである。例えば、昭和7年7月1日から10年3月末までの間に大阪市で救護法の適用を受けた者の世帯の家族構成をみると表9のようになる。この欠損家族率は45.5%にものぼる。これに、単身者の25.5%や、おそら

く高齢者からなるものが多いと考えられる夫婦のみを加えれば、ほぼ4分の3は十全な家族によるイエの生活をおくってはいない。だからこそ、かの制限主義的な救護法の対象となりえたわけである。

さて、これら崩壊しかけているカード者のイエ生活に対して、方面委員はどのような態度でその復旧に臨んだのであろうか。

まず、家は直系血族によって継がれるべきものであるという考え方がみられる例を挙げてみよう。

愛知県鳴海方面「覆水盆に帰る」¹⁸⁾

Aは約20年前に隠居し、長孫Bを養女とし、それにCを迎えて婿とする。その間にEが生れるも、Bは昭和2年に死亡する。そこでBの妹DをCの後添とした。現在の戸籍は戸主C、妻D、長男Eとなっている。Dが約1ヵ月前より夫と仲違いし実家に帰り、媒酌人の復縁努力も徒勞に帰す。これに対して、方面委員は次のように説諭している。

「お前の家はお前の祖父が、お前の姉を養ひ上げ之に養子を配し財産を分与し一家を創立させたこと、お前が嫌だといって離別せばお前の祖父が創立した一家全部を挙げて血縁のないCに無償提供することになること、而してお前が離別せばCは更に他から後娶るであらう。而してお前の甥は血縁のない継母に養はれることになろう。お前の祖父も姉も冥土で浮ぶことも出来ぬであらう。……」

復縁説得のための方便とはいえ、血縁の連続を強調している点は興味深い。しかし家は絶やしてはならぬという意識は相当に強く、血縁者のなかから継承者を得ることができぬ場合には、非血縁者の養子取りもやむをえぬという考え方がみられる例を挙げてみよう。

愛知県武豊方面「接木」¹⁹⁾

孤老期の老女(74歳)の家督相続の調整の件で、次のような意見と取扱がみられる。

「……Aの申すには私は不幸にして娘が大正八年四月二十六日死亡致しまして、其翌年養子Bは生家へ帰りました。其後私は旦那奉公や寺院奉公

表9 被救護者の家族構成

	居 宅	収 容	計	構成比
完全核家族	858人	770人	1,628人	15.9%
欠損核家族	775	1,396	2,171	21.2
完全直系家族	132	129	261	2.6
欠損直系家族	1,403	1,077	2,480	24.3
夫 婦	438	229	667	6.5
単 身 者	313	2,296	2,609	25.5
そ の 他	219	191	410	4.0
計	4,138	6,088	10,226	100.0

をして何等楽みのない冷い生命を送って居ります。当年七十四歳、今に於て町内諸所の洗濯物や子守等に雇はれ一ヶ月五円位の給金で暮して居りますが、追々身体も衰へ、働くことも不自由となり非常に困ります。」

そこで、戸籍を調べると養子Bの籍が20数年前に入籍したままになっているので、まず離縁手続をなし、親類の意見を聞くと、

「……Aには多少の財産宅地家屋貯金あるも同人は性来御人好にて、他人の親切らしき言葉を信じ、家屋敷を売らんとしたので之を本人の自由にさせて置けば財産皆無となり、祖先に済まぬと思ひ親類に於て実印や（通帳）……を保管して居る……。」と申し出る。そこで、「現在七十歳以上の老人を捨置くことは宜敷くない。早く相続人を見立て迎へ老人に安定させた方が親類の義務、且つ、責任であらうと存じます。」と教訓致したところ、「其後老人来り親類の骨折りで〇〇町Cの娘D（二十二歳）を相続人として貰受け、続いて養子探索中だと喜び勇んで話に参りました。」

取扱中に養子の斡旋に尽力する例は少なくないが、養子取りの理由は家産や家督相続に重点がおかれているよりも、困窮する老人の扶養の問題に重点がおかれている。例えば、

愛知県笹島方面「千切れ鼻緒」²⁰⁾

稼得交替期にある老親夫婦とその娘2人からなり、世帯主の菓子行商がはかどらず、娘の疾病により所得が減じた世帯をカード化した際、方面委員の感想として次のようにしるされている。

「生存競争の益激烈に向ふ現代には斯の家庭の如く老人や女手間許りにては一朝事故に遭遇した場合には忽ち困窮に陥る事明なれば、速に養子を迎へ一家の安定を図る可き事を諭し然して楽しき春の訪れん事を希ふものである。」

このように、方面委員が絶やさぬようとして守ろうとする家とは、生活の安定を稼得世代を連続させることによって為し遂げること、つまりイエにほかならない。方面委員が守ろうとしている

家がイエであり、それは扶養と被扶養の世代的連続であるから、子を遺棄した親は親といえども老いて子の扶養を受ける資格はないとされることすらあった。

大阪市住吉方面²¹⁾

Aは明治20年父B、母Cとの間に生れた1人娘であった。幼少のころ母の兄Dの養女となるもD死亡後実家にもどる。

AはEと内縁関係を生じ、F、Gを産む。その後、別の夫との間に、H、I、Jを産む。B死亡後、母、本人、私生子5人の7人暮しで、仲居奉公をする。西区靱中通の肥料商にFとGを奉公に出し、Hは新町に芸妓の見習として出す。長男F17歳のときAは家を出る。

Aはその後Kと内縁関係に入り、L、M、Nの3子を産む。Lは4歳のとき養女に出す。

Eは昭和3年に徴兵検査に合格し、2年間入隊する。除隊後、奉公先にもどる。昭和8年25歳で妻を娶り、翌年長男Oが出生する。この間GとともにI、Jを養育する。

そして、AがFに扶養をせまってきたが、拒絶される。方面委員は調停の労をとり、

(1) KとAを正式に結婚させる。

(2) Fの籍から母Aの籍を出し、復籍拒絶の手続をとる。

(3) 母の絶縁料、扶助料として、Fから300円出させる。

このように、親といえども子を養ってこそ親であり、遺棄した子に老後になってすがることとは、その子が拒絶するならば認めないという調整法をとっている。ここにも、方面委員の追求した家の理念が、扶養と被扶養との世代的連続であることが示されている。

このようなイエ生活を貧民階層の世帯にも実現させることの意味は、貧困を家や親族の力によっておしとどめ社会問題化させないためである。国家にとって、家制度の確立と安定は、租税制度や徴兵制度の安定に不可欠なばかりか、防貧組織＝貧困分散装置の確立という意義をもっていた。し

かし、この点で家の私的な利害と公的な理念との間にはすでに対立の芽が内包されている。つまり家が一方で私的に生活の世代的安定をはかるといふ人々の希望を満たし、他方で国家から期待された公的な防貧制度の一単位として機能することは困難なのである。戸主は家の防貧的能力をユニニアルなデセントに対して最大限に保持し、ラテラルに拡散することを避けようとして動機づけられよう。方面委員は、公的な救済に先立って、扶養能力のある親族に対しては要保護者に対する扶養責任を説くであろう。次の例はそのような場合である。

大阪市都島方面²²⁾

「今この極貧にして病魔に悩まされて居る、血を分けた実弟を救はるゝは当然過ぎる当然の義務である。然るに今これを知りつゝ、且つ扶養能力の十分なるに拘らず、当方の懇談をも容れず、この儘打捨て置かるゝならば、当方に於ては社会施設の救護を実行しなければならぬ。そうして他日その費用を国法の命ずる所によって、扶養義務者たる貴處に請求する。その時になってお払ひになるとも、血縁なる実兄の情はなくなって、寧ろ他人の嗤ひを受けらるゝことゝ思ふ。親は草葉の蔭より、君に実弟を援けよと命じて居なさるやうに私は思ひます。祖先の霊をお祀りなさるならば、先づあなたの弟を救うてやって下さるのが本当でないでせうか。」

VI 取扱にみる家族調整活動

受持区域内の居住者が生活破壊事故をこうむり貧困状態に陥った場合、方面委員はまず貧困原因を糾明し、応急的処置をほどこす。次に、社会的施設との連携や救護関係法規の活用に関し先立って、まずカード者家族の自力更生の道をさぐり、ついで扶養親族調査・交渉とその扶養能力の活用をはかる。その際、さまざまな形で、カード者の家族・親族生活に介入し、調整を加える。

その場合にも、家族整理といった厳しい介入はなるべく避けるべき方途であるという考え方が一般的であった。例えば、小沢一は『救護事業指

針』²³⁾のなかで、個別的救助（事件取扱、Case Work）の一般的方針として、

「家庭生活は人間の情操の発達、教育及文化の源泉であって社会救助の上でも第一に被救助者の家庭を尊重せねばならない。……（しかし）要救護者の家庭状態には幾多の欠陥が存して居る。……（そこで）その家族の経済、保健、教育、宗教、職業及娯楽に関する改善の具体的標準を指示して家族と共にその実現を図り、家族生活の保存、恢復を図らねばならない。」と述べ、

「家庭は単に貧困の為に破壊さるべきではないことは第一の原則である。家族を分離することは甚しい不道德、虐待等の為に何うしても家庭が絶望の場合に限る。」と主張している。しかし、自立の原則が家庭維持の原則よりも重視されており、児童や高齢者をかかえて労働能力がありながら就労できない者があるなど、

「事件(case)の性質や状態に依ってはその処置上又は家族個々の改善の為に止むなく一時家族を分離させねばならない場合もある。」ともしている。

それでは、具体的な取扱例のなかで、どのような条件があると、方面委員はカード者家族の人的構成にまで介入したのかという点を次にみてみたい。方面委員のカード者に対する取扱は、家族調整からみるとほぼ次の六つの型に分類できる。

1. 貧困除去……家族調整活動は行わず、世帯主夫婦の自力更生を援助するために、給療、金品給貸与等を行う。

2. 中継救援……家族調整活動は行わないが、世帯主夫婦の自力更生には限界があると認め、子の世代の稼得参加までの繋りの援助をする。

3. 一時的整理……現在の世帯を維持することは短期的にみて不可能と判断し、家族の一部を他家に養子入れさせたり、奉公先や施設に他出させたり、また逆に入営者を除隊させたり、奉公先から呼戻したりする。しかし、あくまで核になる夫婦かその後継者によるイエ生活の回復が見込まれている。

4. 独立世帯解消……もはや長期的にみても、夫婦やその後継者によるイエ生活の回復が不可能なほど、損傷の程度が激しい場合、現構成員が再

び統合することのない状態にまで世帯を分解してしまう。これには、家族員をすべて整理して世帯主が単独になってしまう場合や、世帯主も含めて他の世帯に恒久的に吸収されてしまう場合がある。

5. 窮民救助……貧困に陥り、自力更生の力のない老夫婦や単身者は、彼らに扶養親族のいない場合、方面委員が社会事業施設と提携して、最期に至るケアと葬儀等を行う。

6. 免囚保護……刑期をおえた免囚の社会復帰を図り、家族・親族・地域との調整を行い受け入れ態勢を整える。

表10は愛知県方面委員の昭和5年度「方面委員事業年報」に記載された取扱のうちⅢ節と同一の基準で採用した事例について、取扱の類型とカード世帯の家族構成、家族周期、貧困原因とをクロスして集計したものである。これにより次のことが明らかとなる。

(1) 取扱のほぼ半数は、給療、物品給貸与、生活指導、就職斡旋などを行うのみで、家族調整活動を行わない貧困除去のタイプである。

(2) ついで約7分の1程度が、中継救援でともかく独立世帯の維持をはかろうとする。

(3) 一時整理と独立世帯の解消をあわせても

約2割にしかならない。これらの家族調整はやはりよくよくの場合であったといえる。

(4) 無告の窮民に対する救助は1割強に達する。免囚保護はごく少ない。

(5) 家族構成との関係をみると完全直系家族ではすべて貧困除去の取扱である。完全核家族では6割強が貧困除去で、一時整理と独立世帯の解消をあわせて2割弱である。欠損形態の直系家族や核家族では、家族調整活動は3割強に達し、中継救援も3割弱ある。夫婦や単身者はほとんどが高齢者であり、窮民救助が7割5分に達している。このように、家族の欠損の程度が強いほど、特に稼働能力者の欠損の程度が強いほど、より厳しい家族調整が行われやすい。

(6) 周期段階別にみると、育児期から就業準備期までは貧困除去が多い。そして、育児期ではそれについて独立世帯解消、教育期では一時的整理、就業準備期では中継救援が多くなっている。これら家族周期の前半の各段階では、生活破壊事故に対する抵抗力は比較的に強いといえる。また、強い損傷が与えられた場合は、幼い子のいる家族ほど厳しい家族調整をせざるをえず、子が長じるに従ってその子の成長に期待をかけることができ

表 10 取扱類型別家族構成・家族周期・貧困原因

	1. 貧困除去	2. 中継救援	3. 一時的整理	4. 独立世帯解消	5. 窮民救助	6. 免囚保護	計
完全直系家族	7	0	0	0	0	0	7
完全核家族	36	7	8	3	0	2	56
夫婦・単身	3	0	1	0	12	0	16
欠損家族	11	10	8	4	3	1	37
その他	0	0	0	0	1	0	1
計	57	17	17	7	16	3	117
育児期	10	1	1	2	0	0	14
教育期	25	3	10	3	0	3	44
就業準備期	17	9	2	2	0	0	30
稼働交替期	0	4	2	0	0	0	6
向老期	3	0	1	0	4	0	8
孤老期	2	0	1	0	12	0	15
計	57	17	17	7	16	3	117
a	8	10	4	2	2	1	27
b	48	7	12	5	4	2	78
c	1	0	1	0	10	0	12
計	57	17	17	7	16	3	117

ようになるといえる。

稼得交替期では中継救援が多くなり、向老期・孤老期では窮民救助が中心となる。このように、家族周期の後半の各段階では、もはや世帯主本人夫婦の力で生活を回復する見込がなくなっている訳である。

(7) 貧困原因を次の三つに大別する。

①世帯主又は核稼得者の欠落……世帯主又は核稼得者の死亡、入営、遺棄、収監

②世帯主の稼得能力の相対的低下……世帯主の疾病、失業、低賃金、事業失敗、家族の疾病・死亡、扶養親族の増加

③世帯主の老衰……老衰

すると、世帯主の欠落に対しては中継救援が、世帯主の稼得能力の相対的低下に対しては貧困除去、世帯主の老衰に対しては窮民救助が、それぞれ多くなっていることが解る。そして、一時的整理や独立世帯の解消は、④型、⑤型の貧困原因で程度の強い場合に行われる取扱といえる。

さて、これら取扱を住民化と家族調整とを基準として類型化すると図3のように表現することができよう。まず、住民化よりみれば、

I. 住民化のコース……貧困を発見し応急処置としての救護がなされ、生活破壊事故の解決と再就労、イエ生活の再建がなされる。最終的には町内や部落といった地域社会の構成員として認知され、地域社会に標準的な生活水準を維持し、その規範を内面化し、社会的活動に参加することで住民となりきる。これに対応する家族調整の類型は、①貧困除去、②中継救援、③一時的整理である。

II. 転住コース……貧困が発見され応急処置としての救護がなされるも、自力更生の望みはなく、

「予期せぬ親族の増加」に耐えうる扶養親族が他にいる場合、それらの世帯にカード者世帯の世帯員の全部又は一部を吸収してもらう方法がとられる。この場合、親族が同一方面なり町内にいない限り、その地域社会では貧困を他の地域社会へ移転することになる。家族調整からみた取扱の類型でいうと、④独立世帯解消が含まれる。

III. 貧困の地域社会での受容コース……自力更生の見込はもちろん、身柄を引取ってもらえる親族もない場合は、「無告の窮民」として、その貧困が発見された地域社会において保護がなされる。また、免囚保護の場合はその復帰する世帯のある地域社会で保護される。

家族調整の側面からみると、①貧困除去、②中継救援においては、方面委員がカード世帯の家族構成を調整することはない。③一時的整理、④独立世帯解消では方面委員が介入して家族調整を行い、⑥免囚保護でも行うことがある。⑤窮民救助では、そもそも家族・親族調整は不可能である。

貧困を解消する主な力について考えると次のようになる。①貧困除去、②中継救援では、自力更生が中心であり親族扶養と地域保護の力がこれを支援する。③一時的整理では親族扶養の力を中心とし、地域保護の力もあいまって、弱い自力更生の力を支援する。④独立世帯解消では、自力更生力が欠如しているので、親族組織に貧困を分散する。⑤窮民救助では、自力更生は不能であり、親族組織も存在しないので地域保護が中心となる。⑥免囚保護では、潜在的な更生力をもつ場合が多いが、親族と地域社会の援助がなければ、それを顕在化することができない。

最後に、家族調整を行った具体例として、一時

住民化よりみた分類	家族調整よりみた分類	取扱の型	貧困解消の主力
住民化のコース	無調整	貧困除去	自力更生中心
		中継救援	
転住コース	整理	一時的整理	親族扶養中心 ↑↓ 地域保護中心
貧困の地域社会での受容コース		独立世帯解消	
	調整不能	免囚保護	
		窮民救助	

図3 取扱の類型

的整理の全過程を示している例、すなわち家族の分離から再統合に亘る一連の取扱がみられ更生した例を挙げてみたい。

大阪府中津方面²⁴⁾

元八百屋を営み、酒で失敗し手伝職などを転々とした男が昭和10年の5月頃に方面委員を訪れて救助を求める。

「本籍は兵庫県出石町、現住所は東淀川区中津濱通二丁目、戸主A(49歳)でございます。煉炭職工で月収三十圓内外、家族は夫婦の外に七十四歳で神経痛に悩む母と、十四歳を頭に六人の女の子、都合九人の大世帯であります。……妻が家出をして、老年の親は病身であり、六人の子供の中二人まで病気で非常に困ってをる、何とか凌ぎ付ける方法は無からうか。」その後、本人は就業中大屋根の足場から滑落して負傷し手伝稼業ができなくなった。そこで方面委員は、

「家庭の整理もしなければなりません、……本人に話を致しますと、……前から夫婦の知合の人で子供が欲しいと言ふてをる人があると申しますので、取敢ずその人に当って見ますと、早速欲しいといふ事であります。しかし、まだ母親の居所が分りませんから、取敢ず一時預かって戴いて、母親の居所が分った上でその承諾を得て改めて貰って戴く約束で、一時その方にお預けすることに致しました。」

その後、本人は生業資金20円を借りて松茸の行商を始め、軌道に乗った。ところが少々生活が楽になるとまた遊びぐせがでて、娘を身売しそうになる。その娘が方面委員のところに逃げてきて、「その娘の口から……母親の居所が判明し……玉造の或る旅館に家政婦をして居ることが判ったので、早速その旅館を訪ねまして、一先づ私の家へ連れ帰りましたが、その申しますには、私は六人の可愛い子供を放って何も出たくはない、しかし夫婦が一緒になっては又お腹が大きくなる、益々生活に追はれる、そんな事でつい喧嘩をするやうになるので、実は身を匿したのだと云ふことあります。それには無理からぬ点もありますが、やはり夫婦は同棲して子供の教育をして行く事が本

筋なんだから、そこをよく云い聞かせまして、本人に納得させ、漸く元の鞘に納めたのであります。……更生さす上には自力で仕事を捜さす方がよからうと存じまして、先づ私の方で仕事を捜しておいて、どこそこには仕事があるやうに思はれるから、一遍行って頼むで見よといふ風に、あちらこちらへ遣ってをりましたところ、突然本人の行方が不明になりました。」

その後、この家族が2階を又借りしている1階の人の家賃の滞納から、家を引きうつり、また2人の子供を愛育園に入れ、一番下の子を知合に遣し、居宅救護で日額70銭を受けながら、妻はお針の賃仕事を続けた。最近になってAが突然帰ってきたが、「精神の教化を大いにやる必要がある」と考え共励館に入れて、同館より築港の山崎煉炭製造所へ通わせた。労働に励むようになったので、家族と一緒に生活させることにした。

一時整理の取扱のなかにも、その後の過程で家族の復旧がなされずに終わったものも少なからず含まれていると思われる。そして、独立世帯解消の場合には、例えば愛知県押切方面「肺結核一家を滅さんとす」²⁵⁾にみられるように、家族はあとかたもなく分散してしまう。

注)

- 1) 伊賀光屋「方面委員による定住化活動——都市先住者と来住者——」『新潟大学教育学部紀要』第25巻第1号、1983年、133～155頁。
- 2) 図1に用いた資料は次のとおりである。愛知県学務部社会課「貧困家庭の生活状態」昭和9年。東京市社会局「要保護世帯生計調査」昭和7年。大阪府学務部社会課「方面カード登録家庭の生活状態」昭和6年。京都府学務部社会課「少額生活者に関する調査」昭和8年。東京市社会局「東京市内同居世帯に関する調査」昭和5年。東京市社会局「東京市内の木賃宿に関する調査」大正12年。内閣統計局「昭和10年国勢調査」。
- 3) 東京市社会局「被救護者に関する調査」昭和9年、昭和10年。愛知県社会課「方面委員事業年報」昭和5年。
- 4) 戸田貞三『家族構成』弘文堂、1937年。
- 5) 大阪市社会部「要保護世帯調査」昭和8年。
- 6) 東京市社会局「日傭労働者の日記 其一、二」昭和3年、4年。
- 7) 家族構成に対比させた所得でみた生活水準で、一

- 定限度以下の人々を当時は一般に細民と呼んだ。例えば、大正2年の警視庁標準では、一家一人一ヶ月九円以下、一家二人一ヶ月拾四円以下、一家三人一ヶ月拾六円以下、一家四人一ヶ月拾九円以下、一家五人一ヶ月二拾一円以下、一家六人以上は一人当月四円以下の者となっている。東京府救済委員会でも細民標準について多くの私案が出されたが、大正8年10月の改正案においても生活水準による規定が採用された。「東京府社会事業協会報」第9号、大正9年4月。貧民という語は、細民と同じ意味で用いられていた。他方、窮民という語は、例えば大阪市窮民救助規程に「幼弱老衰不具癆疾傷病其他に因り自活し得ず且他より扶助を受くる途なき者」とあるように、生活水準の低劣さのほかに、自活能力のなさや無告の民である二点を加えている。これは恤救規則と同様の内容をもっている。だから、窮民とは貧民の一部をなし、生活状態の回復が自力でも、また親族扶養によってもなしえない人々を指すといえる。大阪市社会部「本市に於ける窮民」大正15年。
- 8) 東京市監査局「東京市家族統計」昭和10年。
- 9) 小河滋次郎『社会事業と方面委員制度』巖松堂、大正13年（社会福祉古典叢書2，鳳書院に再録）。
- 10) 例えば、大阪府社会課「方面委員事業年報」（大正8年～昭和16年）。愛知県社会課「方面委員事業年報」。東京市社会局「被救護者に関する調査」（昭和8年度版，昭和9年度版）。全日本方面委員聯盟「方面叢書」など。

- 11) 東京市社会局「被救護者に関する調査」昭和10年，127頁。
- 12) 同上書，140頁。
- 13) 同上書，143頁。
- 14) 愛知県社会課「方面委員事業年報」昭和5年，316～318頁。
- 15) 同上書，327～331頁。
- 16) 東京市社会局「要保護世帯に於ける老衰者の調査」昭和9年（調査は昭和8年8月）。ここに老衰者とは「老年の為体力衰弱して労務を行ふに故障ある者とし，これは調査員の認定によった」とある。
- 17) 伊賀光屋「大正期都市労働者のイエ生活」『新潟大学教育学部紀要』第21巻，1979年，145～160頁。
- 18) 愛知県社会課，前掲書，358～360頁。
- 19) 同上書，272～273頁。
- 20) 同上書，181～182頁。
- 21) 「大阪府方面委員事業年報」昭和12年版，179～187頁，9月常務委連合会の記事。
- 22) 同上書，175頁。昭和12年7月の常務委連合会の記事。
- 23) 小沢一『救護事業指針』巖松堂，昭和9年（社会福祉古典叢書6，鳳書院に再録）。
- 24) 大阪府社会課「方面委員事業年報」昭和12年版，100～106頁。
- 25) 愛知県社会課，前掲書，156頁。
- (いが・みつや 新潟大学教育学部助教授)

社会保障研究所刊行図書案内

海外社会保障情報 (No. 69) 主 要 目 次

特集：中国の社会保障

- 労働保険——現代中国の社会保障制度……………田 辺 義 明
- 中国における老人社会学研究の重要性……………袁 緝 輝 (訳：田辺義明)
- 中国における障害者福祉……………根 橋 正 一
- 中国の社会福利
1. はじめに……………福 武 直
2. 中国の社会福利施策
- (1) 障害者とその施策……………三 和 治
- (2) 老人ホームⅠ……………武 川 正 吾
- (3) 老人ホームⅡ……………三 上 芙 美 子
3. 中国社会保障の転機……………福 武 直

中国の社会保障に関する日本語文献

海外文献紹介

- 健康の経済学(3)……………ヘルス・エコノミックス研究会
- 社会保障カレント・トピックス(14)
- 社会保障関係文献目録……………社会保障研究所